

## 三鷹市職員の公益通報に関する要綱

平成 18 年 12 月 22 日

18 三総政第 477 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、三鷹市の職員による公益通報を適切に処理するための基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市政の適法かつ公正な運営を推進することにより市政に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 三鷹市の一般職の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の非常勤職員をいう。
- (2) 公益通報 市政の適法かつ公正な運用を期するために、市の事務事業に関する違法又は不当な行為に関して職員がする通報をいう。
- (3) 公益通報者 公益通報をした職員をいう。

### (公益通報の方法)

第 3 条 職員は、市の事務事業に関し次に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、次条第 2 項に規定する公益通報委員会の委員に対して、文書（電子メールを含む。）又は面談により公益通報をすることができる。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
- (2) 人の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事務事業に係る不当な事実

2 公益通報者は、公益通報をするときは、原則として実名により行うものとする。ただし、通報事実等に係る客観的な資料を示して公益通報をするときは、匿名により行うことができる。

3 公益通報者は、公益通報をするときは、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう、誠実にこれを行わなければならない。

### (公益通報委員会の設置)

第 4 条 公益通報を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を

置く。

- 2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、総務部政策法務課長、企画部企画経営室長及び教育委員会事務局教育部総務課長の職にある者をもって充て、公益通報を受ける。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 5 委員会にアドバイザーとして、弁護士資格を有する者を置くことができる。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集し、会務を掌理する。
- 7 委員会の庶務は、総務部政策法務課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（公益通報の取扱い）

第5条 委員は、公益通報を受けたときは、その内容を聴取し、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報に係る事実の把握に努めなければならない。

- 2 委員は、前項の公益通報を受けたときは、委員長（委員長に関係する公益通報にあつては、前条第4項に規定する委員。以下同じ。）に通知しなければならない。
- 3 委員長は、公益通報を受けたとき、又は前項の通知を受けたときは、委員会を招集しなければならない。この場合において、公益通報の内容が委員に関係するものであるときは、当該委員を除外しなければならない。
- 4 委員会は、委員が受けた公益通報について、調査の要否を決定しなければならない。
- 5 委員長は、前項の決定を行ったときは、当該決定について市長に報告するとともに、公益通報者（匿名による公益通報者又は当該通知を希望しない公益通報者を除く。）に通知しなければならない。
- 6 委員会は、公益通報が不当なものであると認め、調査を行わないことと決定したときは、通報をした者に対してその理由を説明しなければならない。

（委員会の調査）

第6条 委員会は、公益通報を受けたときは、速やかに事実確認のための調査を開始しなければならない。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、公益通報の内容に関係しない職員に調査をさせることができる。

- 3 職員は、委員が行う調査に協力しなければならない。
- 4 委員、第2項の調査を行った職員及び前項の調査に協力した職員は、当該調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

(調査結果の報告等)

第7条 委員会は、調査の結果を市長又は執行機関等の長(以下「市長等」という。)に報告するとともに、公益通報者に対して通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者又は当該通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

- 2 市長等は、前項の報告を受けたときは、誠実に対処しなければならない。
- 3 市長等は、違法又は不当な事実があるときは、直ちに是正措置を講ずるとともに、当該関係者に対して処分その他適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長等及び職員は、違法又は不当な事実の再発防止に努めなければならない。

(公益通報者の保護)

第8条 公益通報者は、正当な公益通報をしたことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益通報者に関する情報は、非公開とする。

(運用状況の公表)

第9条 市長等は、公益通報の件数及び主な内容等について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。